

## 第 5 1 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 6 条の 6 中「5 2 0 , 0 0 0 円」を「5 4 0 , 0 0 0 円」に  
改める。

第 1 6 条の 6 の 1 0 中「1 7 0 , 0 0 0 円」を「1 9 0 , 0 0 0  
円」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「5 2 0 , 0 0 0 円」を「5 4 0 , 0 0 0 円」  
に改め、同項第 2 号中「2 6 0 , 0 0 0 円」を「2 6 5 , 0 0 0 円」  
に改め、同項第 3 号中「4 7 0 , 0 0 0 円」を「4 8 0 , 0 0 0 円」  
に改め、同条第 3 項中「5 2 0 , 0 0 0 円」を「5 4 0 , 0 0 0 円」  
に、「1 7 0 , 0 0 0 円」を「1 9 0 , 0 0 0 円」に改め、同条第  
4 項中「5 2 0 , 0 0 0 円」を「5 4 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額を540,000円（現行520,000円）に、後期高齢者支援金等賦課限度額を190,000円（現行170,000円）に改めること。
- 2 保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を265,000円（現行260,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を480,000円（現行470,000円）に改めること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。